

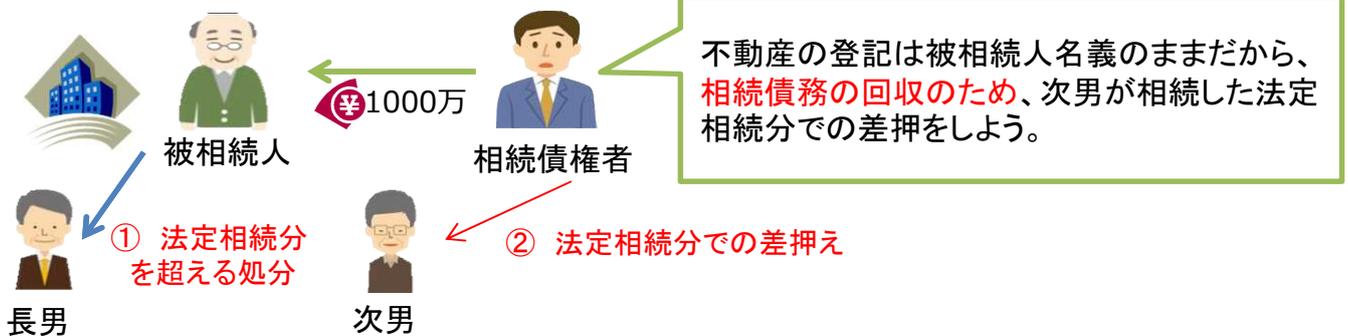
# 民法改正(相続関係)に伴う著作権法の一部改正 概要

## 1. 概要

- 不動産等の財産が相続により承継される際、①相続人間による遺産分割のほか、②遺言による相続分の指定や③相続させる旨の遺言等によって、法定相続分による場合とは異なる範囲の財産が承継されることがある。
- 現在の民法及び判例によると、②や③により法定相続分と異なる範囲の財産が承継された場合、相続人は登記がなくとも法定相続分を超える部分について第三者に対抗することができるが、こうした帰結は遺言の有無や内容を知り得ない債権者等の利益を害するといった批判があった。
- そこで、法定相続分を超える財産の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする民法改正(相続関係)に合わせ、著作権等の移転に関する規定の見直しを行う。

## 2. 民法改正(相続の効力等に関する見直し)の概要

(例)相続により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



①の処分の類型	遺産分割	相続分の指定	相続させる旨の遺言
①と②の優劣	登記の先後 (S46年最高裁判決)	常に①が優先 (H5年最高裁判決)	常に①が優先 (H14年最高裁判決)

上記の結論は、

- ・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する
- ・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

## 改正後

遺言による相続分の指定や相続させる旨の遺言によるものを含め、相続による権利の移転のうち、**法定相続分を超える部分については**、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することができない。

①の処分の類型	遺産分割	相続分の指定	相続させる旨の遺言
①と②の優劣 (改正後)	登記の先後 (法律(民法)で規定)		

**遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者等の利益や第三者の取引の安全を確保**※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

### 3. 著作権法の見直しについて

著作権等の移転については、不動産登記の制度に倣って第三者保護のため登録対抗制度を導入しているところ、現行著作権法制定後に最高裁判例や相続を取り巻く状況の変化から相続に関する第三者の取引の安全を図るべき場面が拡大したため、今般の民法の整備に併せて著作権法を改正することとする。また、これを契機に、会社分割等の一般承継に関しても不動産のルールに合うよう著作権法を改正する。

#### 現行制度

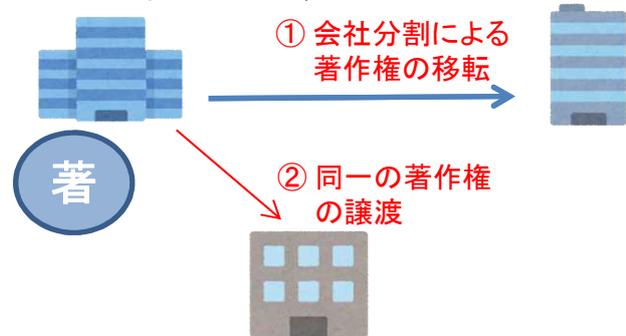
相続を含め一般承継における著作権等の移転については、登録しなくても第三者に対抗することができる

\* 相続を含め一般承継における著作権等の移転については、正当な利益を有する第三者が現れることがないという現行著作権法制定当時（昭和45年）の解釈を前提として設けられた制度

#### (例1) 相続の場合



#### (例2) 会社分割の場合



①の処分の 類型	遺産分割	相続分の 指定	相続させる旨 の遺言	会社分割等の 一般承継(注)
①と②の優劣	常に①が優先			

- ・第三者の取引の安全を害する
- ・不動産の場合との不整合

(注) 会社分割による権利の承継の優劣は、不動産については登記の先後で決する

#### 改正後

相続による法定相続分を超える部分についての著作権等の移転や一般承継による著作権等の移転については、登録しなければ第三者に対抗することができない。

①の処分の 類型	遺産分割	相続分の 指定	相続させる旨 の遺言	会社分割等の 一般承継
①と②の優劣	登録の先後			

遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者等の利益や第三者の取引の安全を確保、また会社分割等により著作権等が移転された際の第三者の取引の安全を確保 ※登録制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる